

## 青森県学校栄養士協議会OB会規約

**第1条** この会は、青森県学校栄養士協議会OB会という。

**第2条** この会の会員は、青森県学校栄養士協議会OBの者並びに現職会員でこの会に入会を希望する者とする。

2 その他、この会で適当と認め推薦する者とする。

**第3条** この会は、会員相互の親睦を図るとともに、学校給食の普及振興に寄与することを目的とする。

**第4条** この会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成配付
- (2) 親睦会の開催
- (3) 学校給食広報(県学校給食会)の配布
- (4) その他この会で適当と認めた事業

**第5条** この会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費は、年額 1,000円とする。

**第6条** この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長若干名、顧問若干名、監事1名、幹事若干名
- (2) 会長は、この会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時又は欠員となった場合は、会長の職務を代行する。
- (4) 顧問は、会長、副会長の相談を受け、適切な助言を行うものとする。
- (5) 監事は、この会の会計を監査する。
- (6) 幹事は、会務の執行にあたる。

**第7条** この会の事務局は、公益財団法人青森県学校給食会に置く。

**第8条** 総会は、年1回会長が招集し、この会の事業計画、その他必要な事項について審議し決定する。

**第9条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**第10条** この規約の改正は、総会において行う。

附 則

- 1 本規約は、平成24年7月6日より実施する。